

資料 9

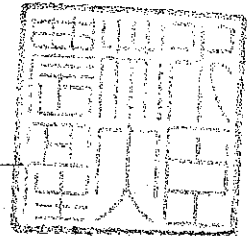
17消安第11195号

平成18年1月23日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 中川 昭



日本農林規格の改正並びに品質表示基準の改正及び廃止について（諮問）

下記のとおり、日本農林規格の改正並びに品質表示基準の改正及び廃止を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2及び19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 風味調味料の日本農林規格（昭和50年3月25日農林省告示第310号）の改正
- 2 風味調味料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1669号）の改正
- 3 凍豆腐品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1645号）の改正
- ④ 乾燥マッシュポテト品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1635号）の廃止
- 5 さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1638号）の廃止
- 6 アイスクリーム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1654号）の廃止

乾燥マッシュポテト品質表示基準の廃止について（案）

平成18年2月24日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、乾燥マッシュポテト品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1635号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

乾燥マッシュポテトは、最近では消費者の使用頻度が低下しており、生産量のほとんどは業務用であることから、品質表示基準を廃止する。

乾燥マッシュポテトについて

1 品質表示基準制定等の経緯

昭和51年10月	乾燥マッシュポテトのJAS規格制定
昭和52年 2月	乾燥マッシュポテト品質表示基準制定
平成12年12月	加工食品品質表示基準の制定に伴い、新しく 乾燥マッシュポテト品質表示基準制定 (旧基準廃止)
平成14年10月	乾燥マッシュポテトのJAS規格廃止

2 生産・輸入状況

生 産	国内産じゃがいも（生いも）の加工食品用仕向量の推移 単位：千トン				
	年度	仕向量	内 訳		
			乾燥 マッシュポテト	ポテトチップ	冷凍加工 その他
	12	536	16	341	131 48
	13	507	21	310	121 55
	14	527	28	320	112 67
	15	537	35	301	83 118
	16	518	23	312	109 74
輸 入	乾燥マッシュポテト及び乾燥ポテトフレークの輸入量 (生いも換算) 単位：千トン				
	年	合 計	国 別 内 訳		
			アメリカ	カナダ	中 国 そ の 他
	12	143	131	7	1 4
	13	129	99	4	4 22
	14	113	74	2	3 34
	15	117	74	2	7 34
	16	117	84	2	4 27

乾燥マッシュポテト品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1635号

改正 平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号

(趣旨)

第1条 乾燥マッシュポテト（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、「乾燥マッシュポテト」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ばれいしょ (*Solanum tuberosum* の塊茎) をはく皮して、薄切りしたものを、予備加熱及び水処理により細胞内のでん粉を固定し、遊離でん粉を除去した後、蒸煮し、裏ごしして、フレーク状又は粒状に乾燥したもの
- (2) (1)の製造工程中乾燥前に脱脂粉乳、品質改良剤、酸化防止剤等（調味料及び香辛料を除く。）を加えたもの

(一括表示事項)

第3条 製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が乾燥マッシュポテトの容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、使用方法とする。ただし、内容量が1kgを超えるものにあつては、この限りでない。

(表示の方法)

第4条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「乾燥マッシュポテト」と記載すること。ただし、粒状のものにあつては、「乾燥マッシュポテト（粒状）」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 原材料のばれいしょは「ばれいしょ」又は「じゃがいも」と、脱脂粉乳は「脱脂粉乳」と、その他の原材料はその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11号並びに第12項の規定に従い記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。ただし、使用方法を一括して表示することが困難な場合には、使用方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

附 則（平成12年農林水産省告示第1635号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年農林水産省告示第1821号）

この告示は、公布の日から施行する。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成18年1月26日(木)

14時～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格について

風味調味料の日本農林規格の改正

(2) 品質表示基準について

ア 風味調味料品質表示基準の改正

イ 凍豆腐品質表示基準の改正

ウ 乾燥マッシュポテト品質表示基準の廃止

エ さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準の廃止

オ アイスクリーム品質表示基準の廃止

(3) その他

4 閉会

資 料

- 1 農林物資規格調査会委員名簿
- 2 風味調味料の日本農林規格の見直しについて (案)
- 3 風味調味料品質表示基準の改正について (案)
- 4 凍豆腐品質表示基準の改正について (案)
- 5 乾燥マッシュポテト品質表示基準の廃止について (案)
- 6 さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準の廃止について (案)
- 7 アイスクリーム品質表示基準の廃止について (案)
- 8 J A S 規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員等名簿

氏 名	役 職
○河原 はつ子	全国地域婦人団体連絡協議会常任理事
○畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
○宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
○森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員
加藤 信子	関西生活者連合会理事
加藤 博	(社) アイスクリーム協会専務理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会安全対策委員会委員長
川畑 正美	消費者
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	(社) 全国消費生活相談員協会相談員
檀原 直美	全国凍豆腐工業協同組合連合会専務理事
積山 昇司	カルビーポテト(株) 帯広工場工場長代理
土橋 芳和	(社) 日本缶詰協会技術部課長
内藤 英代	消費科学連合会企画委員
長谷川 朝恵	消費生活アドバイザー
花澤 達夫	(財) 食品産業センター専務理事
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
松浦 幸宏	風味調味料協会技術担当
浜田 敏次	日本農産缶詰工業組合事務局長

○印：農林物資規格調査会委員

パブリック・コメント募集結果

(乾燥マッシュポテト品質表示基準の廃止案)

パブリック・コメント (募集期間：18.2.14～18.3.15)

受付件数

なし